



観 観 産 第 6 4 8 号
平成26年3月31日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に
対する取り扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で、概ね年間を通じて貸切バスを旅行業者の専属車両として運送契約をする、いわゆる「年間契約」と呼称される契約形態による一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の取り扱いについて、自動車局旅客課長より別添のとおり通知がありましたので、了知願います。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（一社）全国旅行業協会会長に対して周知徹底を要請したところですが、旅行業協会非加盟の第2種旅行業者、第3種旅行業者、地域限定旅行業者及び旅行業者代理業者に対して周知を徹底いただくとともに、今後、一般貸切旅客自動車運送事業者と「年間契約」を締結する際には当該取り扱いに十分留意いただくよう、ご指導方よろしくお願い申し上げます。